

川内村空き家・空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向けた村内における住宅確保及び不動産利活用に寄与するため、村内の空き家、空き地及び空き事業所等の売却又は賃貸情報を提供する川内村空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内にある一戸建て住宅又は併用住宅で、良好な管理状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 住宅を建築できる適当な面積を有し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内の土地であって、良好な管理状態にあるものをいう。
- (3) 空き事業所等 事業を目的として建築し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内にある事務所、店舗及び工場並びにこれらに付随する作業所、倉庫及び車庫で、良好な管理状態にあるもの及びその敷地をいう。

(登録の申込み等)

第3条 空き家・空き地バンクへの登録を希望する空き家、空き地及び空き事業所等（ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定により指定された災害危険区域に所在するものを除く。以下「空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）」を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを確認し、村長が指定する宅地建物取引業者（以下「指定宅建業者」という。）に申し込みのあった空き家・空き地等の確認及び調査を依頼するものとする。
- 3 指定宅建業者は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに当該物件を確認し、空き家・空き地バンク登録物件報告書（様式第2号）により村長に報告しなければならない。
- 4 村長は、前項の規定による報告を受けた場合において適当と認めるときは、当該空き家・空き地バンク登録物件報告書（様式第3号）に登録するものとする。
- 5 村長は、前項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、空き家・空き地バンク登録（変更）完了通知書（様式第4号）を第1項の規定による申込者に通知するものとする。
- 6 バンク登録の有効期間は、登録を完了した日から2年が経過した日の属する年の12月末日までとする。ただし、再度バンク登録をすることを妨げない。

(登録事項の変更届出書)

第4条 前条第5項の規定による通知を受けた者(以下「情報登録者」という。)は、バンク登録した内容に変更が生じたときは、空き家・空き地バンク登録内容変更届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録台帳の登録内容を変更するものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(バンク登録の抹消等)

第5条 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消しなければならない。

(1) 空き家・空き地バンク登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。

(2) 空き家・空き地バンクの利用により売買又は賃貸契約が成立したとき。

(3) バンク登録の有効期間が満了したとき。ただし、再度バンク登録の申込みがあったときを除く。

(4) バンク登録の申込内容に虚偽があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

(登録情報の公開)

第6条 村長は、次に掲げるバンク登録の情報(以下「公開情報」という。)を村のホームページにおいて公開するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報を除く。

(1) 登録番号

(2) 売却又は賃貸の別

(3) 字名までの物件所在地

(4) 希望売却価格又は賃料

(5) 物件の概要

(6) 利用の状況

(7) 設備の状況

(8) 主要施設までの距離

(9) 設備の状況

(10) 位置図

(11) 物件説明図(配置図・間取り図)

(12) 写真

(利用の申込み等)

第7条 公開情報により、空き家・空き地バンクを利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第8号)に希望するバンク登録された空き家・空き地等(以下「希望物件」という。)の登録番号(以下「希望物件番号」という。)その他必要な事項を記入し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その申込みの内容を当該希望物件の情報登録者及び指定宅建業者に通知するものとする。ただし、利用希望者が暴力団員と認めるとき又は、公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害する恐れがあると認めるときは、この限りでない。

- (1) 空き家に居住しようとする者
- (2) 空き地に住宅を建築して居住しようとする者
- (3) 空き事業所等で事業を行おうとする者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が適当と認める者

(情報登録者と利用希望者との交渉等)

第8条 情報登録者と利用希望者との空き家・空き地等に関する交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、村長が指定及び依頼した指定宅建業者が行うものとし、当該空き家・空き地等の瑕疵等に起因するものを含む苦情・紛争等について、村は直接これに関与しないものとする。

2 指定宅建業者は、前項の交渉の結果を空き家・空き地バンク交渉結果報告書(様式第9号)により村長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この公示に定めるもののほか、空き家・空き地バンクに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条第1項関係)

空き家・空き地バンク登録申込書

[別紙参照]

第2号様式(第3条第3項関係)

空き家・空き地バンク登録物件報告書

[別紙参照]

第3号様式(第3条第4項関係)

空き家・空き地バンク登録台帳

[別紙参照]

第4号様式(第3条第5項関係)

空き家・空き地バンク登録(変更)完了通知

[別紙参照]

第5号様式（第4条関係）

空き家・空き地バンク登録内容変更届出書

[別紙参照]

第6号様式（第5条第1項関係）

空き家・空き地バンク登録抹消申出書

[別紙参照]

第7号様式（第5条第2項関係）

空き家・空き地バンク登録抹消通知書

[別紙参照]

第8号様式（第7条関係）

空き家・空き地バンク利用申込書

[別紙参照]

第9号様式（第8条関係）

空き家・空き地バンク交渉結果報告書

[別紙参照]

川内村長 様

住 所

(申込者) ふりがな
氏 名

(男・女) 印

連絡先

空き家・空き地バンク登録申込書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申し込みます。

記

1 物件内容等

物件所在地	福島県双葉郡川内村大字 川内字	
物件分類	空き家 ・ 空き地 ・ 空き事業所等	売却 ・ 賃貸

2 重要同意事項

- (1) 当該物件の所有者と東京電力との間における、当該物件に係る宅地・建物・借地権等の賠償手続きの状況について、東京電力へ照会することに同意します。
※賠償手続きが済んでいない物件を譲渡すると、賠償に影響が生じる場合があります。
- (2) 当該物件の除染結果報告書の提出及び当該物件に係る利用申込者への除染結果報告書の開示について同意します。
- (3) 当該登録申込みにおいて、村長が指定する指定宅建業者（公益社団法人福島県宅地建物取引業協会 支部又は同支部会員）に物件調査（住宅診断を含む）・契約交渉等について仲介を依頼し、指定宅建業者及び住宅診断事業者に情報を提供することについて承諾します。
- (4) 所有者、利用希望者及び指定宅建業者が行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、川内村が関与しないことに同意します。

3 添付書類

- (1) 委任状
 - ① 親族が所有者（共有者）に代わり申込みをする場合
 - ・ 登録申込委任状（親族用）（別紙 1）
 - ② 共有者の一人が代表して申込みをする場合
 - ・ 登録申込委任状（共有者用）（別紙 2）
- (2) 除染結果報告書

様式第 2 号（第 3 条関係）

平成 年 月 日

川内村長 様

住 所

（指定宅建業者） 氏 名

連絡先

空き家・空き地バンク登録物件報告書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 3 条第 3 項の規定により、空き家・空き地バンク登録物件の確認をしたので、別紙のとおり報告します。

別紙 1

空き家・空き地バンク登録カード

(1)登録番号		第 号	(2)分類	空き家・空き地・空き事業所等		売却 賃貸	
(3)物件所在地		福島県双葉郡川内村大字 川内字					
(4)希望価格		売却 (円程度) ・ 賃貸 (月額 円程度)					
(5)物件の概要	土地	m ²	建物構造		建物建築年(年)		
	用途地域	地域	木 造		建物補修	補修費用負担	
	建 物	1 階	m ²	軽量鉄骨造		補修不要	所有者負担
		2 階	m ²	鉄骨造		多少必要	利用者負担
		その他	m ²	鉄筋コンクリート		大規模必要	その他
		延床	m ²	その他()		現在補修中	()
	間 取 り	1 階	居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳)				
			洋室(畳)(畳)(畳)・和室(畳)(畳)(畳)				
			その他()				
		2 階	居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳)				
洋室(畳)(畳)(畳)・和室(畳)(畳)(畳)							
その他()							
その他							
(6)利用の状況							
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅		土地	更 地 ・ 更地予定			
未使用年数	年		その他				
(7)設備の状況							
電 気	配線済・その他()		風 呂	ガス・灯油・電気・その他()			
水 道	井戸・その他()		駐 車 場	有(台) ・ 無			
下水道	農業集落排水・浄化槽・その他()		庭ほか	有(m ²) ・ 無			
ガ ス	プロパン・その他()		物置等	有(m ²) ・ 無			
トイレ	水洗・汲取り/洋式・和式		その他				
(8)主要施設までの距離							
川内村役場		km	小学校		km		
複合施設ゆふね		km	中学校		km		
川内駐在所		km	公園		km		
富岡消防署川内出張所		km	スーパー		km		
認定保育園		km	その他		km		
川内小学校		km	その他		km		
(9)特記事項	※抵当権等の有無 無・有()			※住宅診断の有無 無・有()			
受 付 日	平成 年 月 日		現地確認日	平成 年 月 日			
登 録 日	平成 年 月 日		有効期日	平成 年 月 日			
登録抹消日	平成 年 月 日		契約成立・登録抹消・その他()				

物件登録報告書添付書類：物件写真（空き家・空き事業所等の場合：外観、空き地の場合：現況）

(10)位置図

(11)配置図・間取り図

様式第3号(第3条関係)

川内村空き家・空き地バンク登録台帳(非公開)

登録番号 登録年月日	分類	物件の所在地	情報登録者 (上段:住所) (下段:氏名)	連絡先	指定宅建業者 (上段:住所) (下段:氏名)	連絡先	住宅診断 の有無
1	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
2	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
3	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
4	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
5	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
6	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
7	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
8	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
9	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無
10	空き家・空き地・空き事業所等 売却・賃貸						有・無

※抹消の場合は、物件所在地、情報登録者の内容を削除し、備考欄に抹消年月日、契約成立、登録抹消の別を記入。

様

川内村長 遠藤 雄幸

空き家・空き地バンク登録（変更）完了通知書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 3 条第 5 項（第 4 条第 3 項）の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンク登録（変更）が完了したので通知します。

なお、同要綱第 6 条の規定により、村ホームページにおいて公開を希望しない内容がある場合は、速やかに空き家・空き地バンク情報公開内容確認書（別紙 2）を提出してください。

記

1 登録番号等

登録番号	
登録年月日 (登録変更年月日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
有効期限	平成 年 月 日まで

2 添付書類

空き家・空き地バンク登録カード（別紙 1）

空き家・空き地バンク情報公開内容確認書（別紙 2）

3 注意事項

- (1) 登録の内容に変更が生じたときは、速やかに空き家・空き地バンク登録内容変更届出書（様式第 5 号）を提出してください。
- (2) バンク登録した空き家・空き地等について、売買又は賃貸借に関する契約を締結したときは、当該物件はバンク登録から削除されます。
- (3) 川内村は、情報の公開のみを行い、物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については関与しません。

別紙 1

空き家・空き地バンク登録カード

(1)登録番号		第 号	(2)分類	空き家・空き地・空き事業所等		売却 賃貸	
(3)物件所在地		福島県双葉郡川内村大字 川内字					
(4)希望価格		売却 (円程度) ・ 賃貸 (月額 円程度)					
(5)物件の概要	土地	m ²	建物構造		建物建築年(年)		
	用途地域	地域	木造		建物補修	補修費用負担	
	建物	1階	m ²	軽量鉄骨造		補修不要	所有者負担
		2階	m ²	鉄骨造		多少必要	利用者負担
		その他	m ²	鉄筋コンクリート		大規模必要	その他
		延床	m ²	その他()		現在補修中	()
	間取り	1階	居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳)				
			洋室(畳)(畳)(畳)・和室(畳)(畳)(畳)				
			その他()				
		2階	居間(畳)・台所(畳)・風呂(畳)・トイレ(畳)				
洋室(畳)(畳)(畳)・和室(畳)(畳)(畳)							
その他()							
その他							
(6)利用の状況							
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅		土地	更地 ・ 更地予定			
未使用年数	年		その他				
(7)設備の状況							
電気	配線済・その他()		風呂	ガス・灯油・電気・その他()			
水道	井戸・その他()		駐車場	有(台) ・ 無			
下水道	農業集落排水・浄化槽・その他()		庭ほか	有(m ²) ・ 無			
ガス	プロパン・その他()		物置等	有(m ²) ・ 無			
トイレ	水洗・汲取り/洋式・和式		その他				
(8)主要施設までの距離							
川内村役場		km	川内中学校		km		
複合施設ゆふね		km	すわの杜公園		km		
川内駐在所		km	その他		km		
富岡消防署川内出張所		km	その他		km		
認定保育園		km	その他		km		
川内小学校		km	その他		km		
(9)特記事項	※抵当権等の有無 無・有()			※住宅診断の有無 無・有()			
受付日	平成 年 月 日		現地確認日	平成 年 月 日			
登録日	平成 年 月 日		有効期日	平成 年 月 日			
登録抹消日	平成 年 月 日		契約成立・登録抹消・その他()				

物件登録報告書添付書類：物件写真（空き家の場合：外観、空き地の場合：現況）

空き家・空き地バンク情報公開内容確認書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 6 条の規定により、村ホームページにおいて公開する空き家・空き地バンクの情報項目は以下のとおりです。

- (1) 登録番号 《必須》
- (2) 売却又は賃貸の別 《必須》
- (3) 物件所在地（字名まで） 《必須》
- (4) 希望売却価格又は賃料 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）
- (5) 物件の概要 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）
- (6) 利用の状況 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）
- (7) 設備の状況 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）
- (8) 主要施設等までの距離 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）
- (9) 特記事項 《必須》
- (10) 位置図 《必須》
- (11) 物件説明図（配置図・間取り図） 《必須》
- (12) 写真 《必須》
- (13) ホームインスペクション結果報告書 ※ 公開 ・ 非公開 （どちらかを○囲み）

平成 年 月 日

住所
(情報登録者)
氏名

記入上の注意

- 1 空き家・空き地バンク登録カードの記載内容を全て町のホームページに公開することを希望される場合には、この書類の提出を省略できます。
- 2 《必須》と記載のある項目は必ず公開する事項です。(4)から(8)及び(13)は、公開か非公開を選択できますので、どちらかを選択し○で囲ってください。

平成 年 月 日

川内村長 様

住所
(情報登録者)
氏名

印

空き家・空き地バンク登録内容変更届出書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンク登録内容の変更を届出ます。

記

登録番号	
変更内容	
変更理由	

平成 年 月 日

川内村長 様

住 所
(情報登録者)

氏 名

印

空き家・空き地バンク登録抹消届出書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンク登録を抹消したいので申し出ます。

記

登録番号	
抹消理由	

様

川内村長 遠藤 雄幸

空き家・空き地バンク登録抹消通知書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクの登録を抹消したので通知します。

記

登録番号	
抹消理由	

川内村長 様

住 所
(情報登録者) ふりがな
氏 名 (男・女) ㊞

空き家・空き地バンク利用申込書

川内村空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

希望物件等

希望物件番号			
住 所			
電 話 番 号			
利 用 目 的	※居住目的・住宅建設目的・事業目的（事業目的の場合はその業種）・その他（その他の場合は具体的な利用目的）		
空き家 のとき は同居構成	氏 名	利用希望者との続柄	年齢

私の住所・氏名・電話番号等の連絡先を情報登録者及び指定宅建業者へ通知することに同意します。
また、申請を通して得られた情報については、私自身が目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
なお、情報登録者及び指定宅建業者との苦情・紛争等については、当事者間で解決することとし、川内村が一切関与しないことを承諾いたします。

住 所
(利用希望者)
氏 名 ㊞

様式第 9 号（第 8 条関係）

平成 年 月 日

川内村長 様

住 所

（指定宅建業者） 氏 名 ⑩

連絡先

空き家・空き地バンク交渉結果報告書

川内村長空き家・空き地バンク実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、情報登録者及び利用希望者と物件交渉を行った結果を下記のとおり報告します。

記

希望物件番号	
情報登録者氏名	
利用希望者氏名	
交渉終了年月日	平成 年 月 日
交渉結果 (どちらかに○)	1 契約成立 2 契約不成立
備 考	